

議案第77号

平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成30年9月3日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成29年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成30年7月26日（木）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は3,997人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額6億6,899万914円、歳出総額6億5,969万539円で、歳入歳出差引残額930万375円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が6億6,899万914円で、前年度と比較すると6.30%の増であり、調定額に対し99.39%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の49.46%を占める繰入金、44.84%を占める後期高齢者医療保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は51万1,400円で、前年度と比較すると34.69%の増である。収入未済額は362万2,200円で、前年度と比較すると3.53%の増である。

歳出の状況は、支出済額が6億5,969万539円で、前年度と比較すると6.32%の増であり、予算現額に対し99.56%の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の93.96%を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、平成29年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

平成30年8月3日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 高 水 永 雄